

## コラム Q & A

## 遺産分割 1

Q 父が亡くなり、法定相続人としては、母と長男、次男、長女の4人がいます。父は遺言を作成しなかったのですが父の遺産をどのように分ければ良いのでしょうか？

A 基本的には、法定相続分に従い、母が遺産の2分の1、長男、次男、長女がそれぞれ6分の1を相続します。

Q しかし、長男が、自分は父が仕事を引退して以後ずっと父母の生活を見てきたのだから、法定相続分よりも多く財産をもらうべきだと主張しています。そのような言い分は、通るのでしょうか？

A いわゆる寄与分の主張ですね。寄与分というのは、共同相続人のうち、被相続人(この場合はお父さんです)の財産の維持または増加について「特別の寄与」をした者がいる場合に、その寄与相続人に法定相続分以上の財産を取得させる制度です。

Q 「特別の寄与」とは、どういう意味でしょうか？

A 「特別の寄与」とは、身分関係に基づいて通常期待されるような程度を越える貢献を言います。すなわち、夫婦には夫婦間の協力扶助義務があり、親子や兄弟姉妹には扶養義務がありますが、夫婦の協力扶助義務や、親子の扶養義務の範囲内の貢献は、ここで言う「特別の寄与」にはあたらないのです。

Q どのような場合に、「特別の寄与」が認められるのでしょうか。

A 「特別の寄与」か否かの判断は、ケースバイケースですが、一般に、①事業従事型、②金銭等出資型、③療養看護型、④扶養型、⑤財産管理型に分類されています。

①事業従事型とは、被相続人の事業に無報酬ないしそれに近い状態で従事し、労務を提供することにより相続財産の維持・増加に貢献する場合です。

②金銭等出資型とは、被相続人や被相続人の営む事業に対し、財産上の給付をして相続財産の維持・増加に貢献する場合です。但し、その出資は無償のものでなければならず、かつ、出資の効果が相続開始時に残存していることが必要です。

③療養看護型とは、被相続人の療養看護を行い、医療費や看護費用の支出を回避し、相続財産の維持に貢献する場合です。但し、被相続人が自宅療養ではなく、入院している場合には、病院の看護体制が充実していることから、そもそも相続人が療養看護をする必要性がなかったと判断される場合もあります。

(次ページに続く)

④扶養型とは、相続人が被相続人を現実に引き取って扶養したり、扶養料を負担したりして、相続財産の維持・増加に貢献する場合です。法律上の扶養義務のある者が、その分担義務(この事例では、母、長男、次男、長女がそれぞれ分担して父を扶養する義務を負います)の範囲内の扶養を行ったに過ぎない場合には、「特別の寄与」とは言えません。

例えば、この事例で長男が、被相続人(父)所有の建物に無償で同居し、被相続人を扶養する場合、一方で長男は父を扶養していますが、他方で長男は父の家に無償で住むことによって家賃相当額の出費を免れています。このような場合、長男の扶養は、親子の扶養義務の範囲内と評価され、「特別の寄与」にあたらないと判断されるケースも多いでしょう。

⑤財産管理型とは、相続人が被相続人の財産管理をし、それによって被相続人が財産の管理費用を免れ、相続財産の維持に貢献する場合です。不動産の賃貸管理を相続人が行ったり、火災保険料・修繕費を相続人が負担した場合です。